

議第159号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中

「 公益社奨学基金 」	「 12,500,000 」	を
-------------------	----------------------	---

削り、「23,000,000」を「24,000,000」に、

「 京栄水道奨学基金 」	「 10,000,000 」	を
--------------------	----------------------	---

「 京栄水道奨学基金 」	「 11,000,000 」	に
--------------------	----------------------	---

改め、

「 唐木奨学基金 」	「 1,000,000 」	及
「 山岸奨学基金 」	「 500,000 」	
「 辻奨学基金 」	「 1,000,000 」	

び

「 伴奨学基金 」	「 1,000,000 」	を
-----------------	---------------------	---

削り,

福谷奨学基金	1,200,000	を
中井奨学基金	1,000,000	
「		」に
福谷奨学基金	1,200,000	

改める。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、山下奨学基金に関する部分及び京栄水道奨学基金に関する部分は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

寄付受納に伴い現金を山下奨学基金及び京栄水道奨学基金に積み立てるとともに、公益社奨学基金等を処分する必要があるので提案する。